

第7編 災害復興計画

第1章 基本方針

第2章 災害復興本部の設置

第3章 災害復興計画の策定

目 次

第7編 災害復興計画

第1章 基本方針.....	1
第2章 災害復興本部の設置.....	2
第1節 災害復興本部の設置.....	2
第2節 災害復興本部の組織・運営.....	2
第3章 災害復興計画の策定.....	5
第1節 災害復興計画の基本的な考え方.....	6
第2節 災害復興計画策定における手順.....	6
第3節 災害復興計画の策定.....	7
第4節 分野別緊急復興計画の策定.....	8
第5節 防災まちづくりを目指した復興.....	11

第1章 基本方針

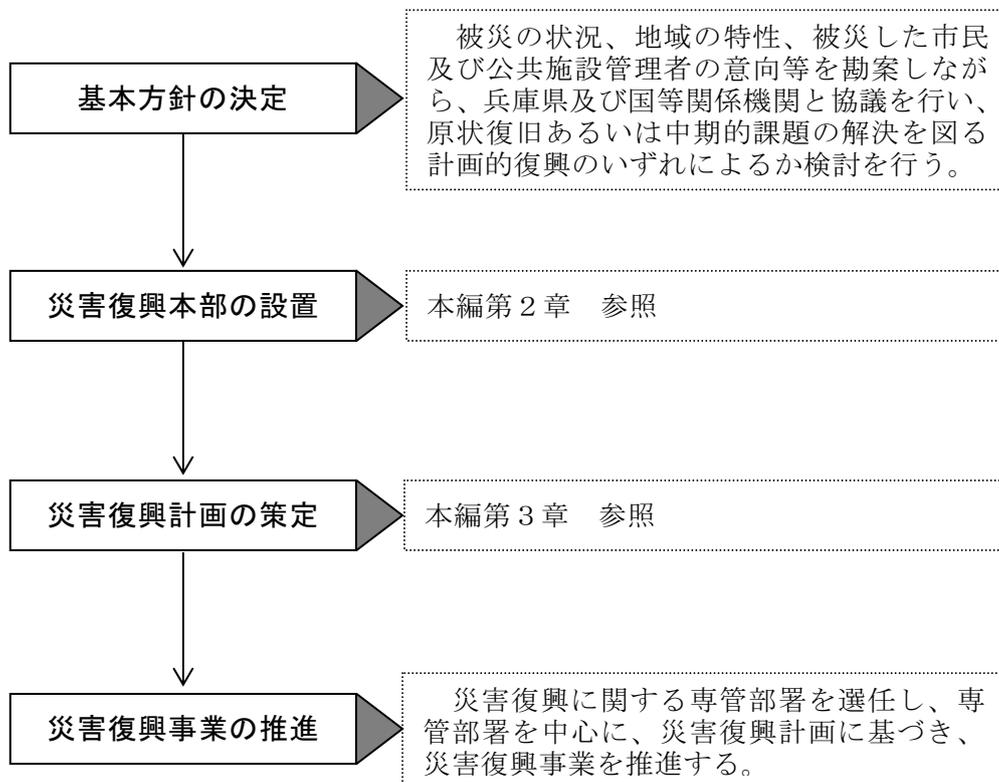
災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。

これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

災害復興は、おおむね次のフローに従い実施する。



第2章 災害復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するための災害復興本部の設置について定める。

■章の構成

第2章 災害復興本部の設置	第1節 災害復興本部の設置 第2節 災害復興本部の組織・運営
---------------	-----------------------------------

第1節 災害復興本部の設置

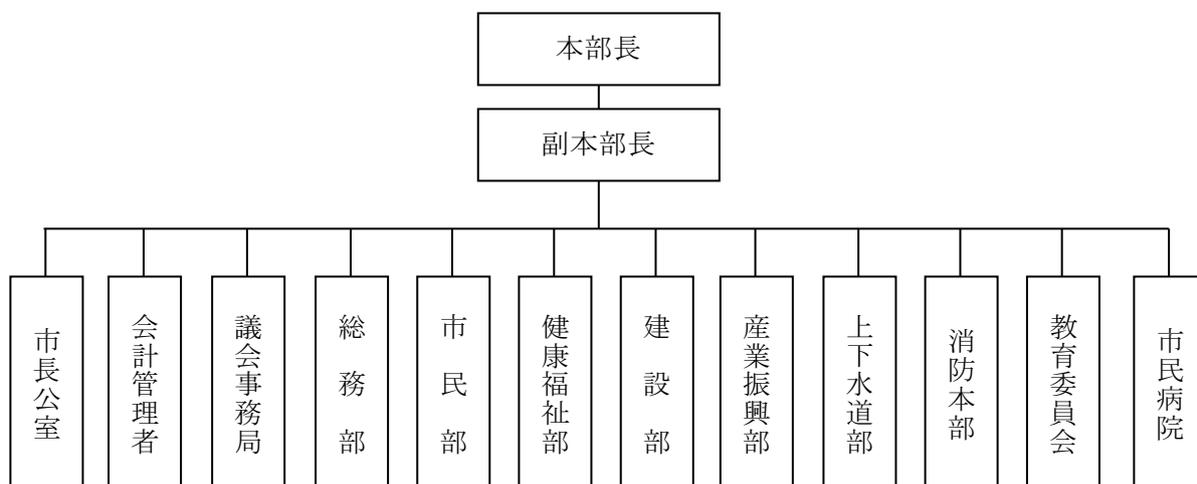
著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くが、その構成と分掌事務については、設置の際に定める。

第2節 災害復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

1 組織



2 運 営

(1) 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監、各部長、市長公室長、会計管理者、議会事務局長、消防長、教育次長、市民病院事務局長、観光監	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

(2) 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
市 長 公 室	災害復興の総合的企画及び調整に関する事務
総 務 部	災害復興の予算、人事に関する事務
健 康 福 祉 部	災害復興の福祉の向上に関する事務
市 民 部	災害復興の環境整備に関する事務
建 設 部	災害復興の交通体系の整備及び道路、河川、その他土木、住宅整備に関する事務
産 業 振 興 部	災害復興の観光、商業、工業、農業及び林業の振興に関する事務
上 下 水 道 部	災害復興の上下水道に関する事務
議 会 事 務 局	災害復興の議会に関する事務
消 防 本 部	災害復興の消防に関する事務
教 育 委 員 会	災害復興の教育施設、教育機関に関する事務
市 民 病 院	災害復興の病院に関する事務

3 災害復興本部会議等

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：危機管理監、各部長、市長 公室長、会計管理者、議会事務局長、 消防長、教育次長、市民病院事務局 長、観光監、その他市長の指名する もの	災害復興の基本方針及び災害 復興に係る重要施策の審議調 整並びに各部に係る重要事項 の報告その他災害復興につい ての連絡を行う。

第3章 災害復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、必要と認められる場合に策定する災害復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

■章の構成

第3章 災害復興計画の策定	第1節 災害復興計画の基本的な考え方 第2節 災害復興計画策定における手順 第3節 災害復興計画の策定 第4節 分野別緊急復興計画の策定 第5節 防災まちづくりを目指した復興
------------------	---

第1節 災害復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、兵庫県の災害復興計画との整合を図り、災害以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた災害復興計画を策定する。

本市は、国土強靱化地域計画をはじめ、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針や兵庫県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、兵庫県は、必要に応じて、職員の派遣にかかるあっせんに努める。

第2節 災害復興計画策定における手順

災害復興計画の策定及び推進に当たっては、災害復興計画策定の基本方針としての「災害復興計画—基本構想—」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

第3節 災害復興計画の策定

1 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

(2) 柔軟で機動的な計画の運用

ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップを図るものとするが、復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

2 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画 等

3 想定される事業分野

- ① 生活
- ② 住宅
- ③ 保健・医療
- ④ 福祉
- ⑤ 教育・文化
- ⑥ 産業・雇用
- ⑦ 環境
- ⑧ 都市及び都市基盤 等

第4節 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

1 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) コミュニティづくりと生きがい創造の支援

市民やボランティア、NPO等の活動の推進による、ふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等を実施する。

(2) 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者等への家事援助や保健活動等の在宅サービスの充実、医療の確保、こころのケア対策等を実施する。

(3) 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等を実施する。

(4) 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等を実施する。

(5) 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行推進等を実施する。

(6) 相談・情報提供体制の整備を支援する者への支援等

相談・情報提供体制の整備を支援する者への支援等を実施する。

2 住宅復興

災害により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 早期の恒久住宅建設

兵庫県・本市・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等を実施する。

(2) 入居者に考慮した公的賃貸住宅

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等を実施する。

(3) 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等を実施する。

(4) 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等を実施する。

3 都市基盤復興

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧とネットワーク化による機能強化等を実施する。

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等を実施する。

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と安全性強化や情報通信システムの信頼性・安定性の向上等を実施する。

(4) 防災基盤の整備

河川、砂防施設等保全施設の早期復旧と安全性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等を実施する。

4 産業復興

災害により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等を実施する。

(2) 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や起業家支援等新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等を実施する。

(3) 雇用の安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等を実施する。

5 その他

上記の分野別緊急復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により、特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

第5節 防災まちづくりを目指した復興

本市は、必要に応じて、次の事項に留意して防災まちづくりを目指す。

- ① 再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の市民のみならず、将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- ② 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- ③ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- ④ 防災まちづくりに当たり、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用などの防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- ⑤ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等について、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性等にも配慮しながら、各事業者と調整を図りつつ進める。
- ⑥ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- ⑦ 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を策定する。
また、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
- ⑧ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- ⑨ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが、被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことから、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。